

「中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」について

1. 居住支援協議会とは

「居住支援協議会」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に定める「住宅確保要配慮者居住支援協議会」のことを指しています。居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものです。

2. 「中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」について

本勉強会は、市町村単位の居住支援協議会の設立及び設立済協議会活動の一層の推進を図る観点から、北陸地方整備局及び中部地方整備局と東海北陸厚生局が連携し、地方公共団体の住宅・福祉両部局が参加のもと、政策情報の共有や事例発表、意見交換等を行っています。

「中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」視聴申込票

- 視聴を希望される方は、事前にご登録をお願いします。
- FAX送付先： 国土交通省 中部地方整備局 住宅整備課
- FAX番号： 052-953-8133

視聴の申込みに際しては、下記の点にご留意ください。

1. 発行された本勉強会のURLは申し込まれた方限り有効とし、他者への譲渡・公開等は禁止いたします。
2. 本勉強会の配信内容（映像・音声等）の録画、転載、複写を禁止いたします。
3. インターネット回線の状況やその他パソコンの環境により、映像や音声途切れるまたは停止するなど正常に視聴できない場合があります。接続が切れた場合などは本勉強会のURLに再接続していただきますようお願いいたします。

FAX送信期限：7月29日（水）12時00分まで

報道機関名： _____

取材者等： _____

(1) 氏名（ふりがな） _____

(2) 連絡先 _____ TEL _____

(3) メールアドレス _____

送信先： **(FAX) 052-953-8133**

問い合わせ先： 中部地方整備局 建政部 住宅整備課長 うたしろ 歌代 純平
課長補佐 大石 智彦
TEL：052-953-8574（直通） FAX：052-953-8133（直通）